

下関市電子入札来庁者用端末機利用規約

(目的)

第1条 この規約は、電子入札来庁者用端末機、ICカードリーダー及びプリンタ等の付帯機器（以下「端末機等」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

(規約の同意)

第2条 端末機等を利用する者（以下「利用者」という。）は、この規約に同意したものとみなす。

(利用者)

第3条 次の各号を全て満たす者を利用者とする。

- (1) 下関市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
 - (2) 下関市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）が対応している認証局発行の電子証明書（以下「ICカード」という。）又は、簡易認証用ID・パスワードを保有していること。
 - (3) 所有しているパソコンのトラブルやインターネットにつながる環境がない等の事由により電子入札システムを利用できない者で、第7条に規定する利用申込みを行っていること。
- 2 ただし、やむを得ない事情により契約事務専門監が特に認めた場合は、この限りでない。

(利用目的)

第4条 端末機等の利用目的は、電子入札システムに係る入札及び見積合せ等（上下水道局分を除く。）に関するものでなければならない。

(利用時間)

- 第5条 端末機等の利用時間は、下関市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条第1項に定める市の休日を除く、月曜日から金曜日の午前9時から午前12時まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 2 利用時間は、原則一人1回最大30分を限度とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、電子入札システムの保守及び事故並びに本市の都合により端末機等が利用できない時間帯はこの限りでない。

(利用料金)

第6条 端末機等の利用料金は、無料とする。ただし、プリンタ利用に係るPPC用紙（A4サイズ）については、利用者の負担とする。

(利用方法)

第7条 端末機等を利用しようとする者は、あらかじめ電話で利用したい旨を伝え、電子入札来庁者用端末機利用申請書（別記様式）を提出しなければならない。

(持参する物)

第8条 利用者は、端末機等を利用する目的に応じて次の各号に定める物を持参しなければならない。

- (1) P P C用紙 (A 4サイズ)
- (2) I Cカード、専用のI Cカードリーダー及びセットアップC D (以下「I Cカード等」という。) 又は簡易認証用I D・パスワード

(禁止行為)

第9条 利用者は、端末機等の利用に当たり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第4条に規定する目的以外で利用すること。
- (2) 複数人で利用すること。
- (3) 端末機等の設定変更を行うこと。
- (4) 第8条第2号の規定により持参したI Cカードリーダー以外の機器・ケーブル類を接続すること。
- (5) 接続ケーブル類を抜くこと。
- (6) 電子入札システムを利用される際に必要なソフト以外のソフトをインストールすること。
- (7) 第8条第2号の規定により持参したセットアップC D以外のフロッピーディスク、C D、D V D又はU S Bメモリ等を使用すること。
- (8) その他端末故障の原因となる行為を行うこと。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 端末機等は一人で使用する。
- (2) 端末機等の操作には、細心の注意を払うこと。
- (3) 利用中、端末機等の故障又は異常に気がついたときは、速やかに本市職員 (以下「職員」という。) に知らせること。
- (4) 利用終了時は、職員に知らせること。
- (5) 職員の指示に従うこと。

(留意事項)

第11条 利用者は、次の事項を留意しなければならない。

- (1) 利用開始後、職員は一切質問に答えないものとする。
- (2) 操作に関する質問は、備え付けの「下関市電子入札システム操作マニュアル」等を参照若しくは、下関市電子入札システムヘルプデスクへ問い合わせること。
- (3) 端末機等から離れた時点で、利用を終了したものとみなす。
- (4) 入札等締切日時前等、利用者が集中すると思われる時間帯の利用を避け、時間的余裕を持って利用すること。
- (5) 端末機等の調整及び修理並びに本市の都合により端末機等が利用できない場合がある。

(退出等)

第12条 職員は、利用者が第9条に規定する禁止事項を行ったと認められる場合は、その時点で利用を停止させる等の措置を講ずることができるものとする。

(復旧費用の負担)

第13条 端末機等を故意又は過失により破損させた利用者又は端末機等の設定変更を行った利用者は、その復旧に係る費用を負担しなければならない。

(免責事項)

第14条 端末機等を利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害については、本市はいかなる責任も負わないものとする。

2 利用者は、端末機等の利用により発生した一切の損害について、下関市に対しその責任を問わないこととする。

3 利用者は、端末機等を利用したことにより生じた自己の損害及び第三者に与えた損害について、その損害が直接的又は間接的かを問わず、自己の責任において解決することとする。

4 下関市は、利用者以外の者による利用者のICカード等又は簡易認証用ID・パスワードを使用し端末機等を利用したことにより利用者に生じた損害、若しくは電子入札システムの運用停止、休止、中断又は制限等により発生した利用者の損害又は利用者が第三者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(規約の変更)

第15条 下関市は、必要に応じ利用者に事前通知を行うことなく本規約を変更し、又は新たな条項を追加することができるものとする。

(その他)

第16条 本規約に定めのない事項については、本市の解釈によるものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成27年12月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年7月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

電子入札来庁者用端末機利用申請書

年 月 日

(宛先) 下関市長

申請者所在地：

商号又は名称：

利用者氏名：

電話番号：

下記のとおり、電子入札来庁者用端末機等を利用したいので、下関市電子入札来庁者用端末機利用規約を同意のうえ申請します。

記

※該当する箇所には○をつけてください。

利用する内容			
区分	工事・コンサル	物品・役務	少額物品
案件名			
目的			
1	入札及び見積合せ等に参加するため		
2	その他（ ）		
理由			
1	パソコンのトラブル		
2	インターネットにつながる環境がないため		
3	パソコンを保有していないため		
4	その他（ ）		

下関市使用欄	
端末機番号	
開始時刻	：
終了時刻	：
備考	